

令和6年 第1回臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和6年1月26日 開会

令和6年1月26日 閉会

美 深 町 議 会

令和6年第1回臨時会
美深町議会会議録
第1号（令和6年1月26日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第1号 美深町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 5 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第3号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第7号）

◎出席議員（11名）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1番 木下 広 悠 君 | 2番 望 月 清 貴 君 |
| 3番 中 瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君 |
| 5番 蠣 崎 一 生 君 | 6番 田 中 真 奈 美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9番 和 田 健 君 | 10番 荒 川 賢 一 君 |
| 11番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 町 長 草 野 孝 治 君 | 副 町 長 川 端 秀 司 君 |
| 総 務 課 長 中 江 勝 規 君 | 総務課上席主幹 小 野 勇 二 君 |
| 住 民 生 活 課 長 桜 木 健 一 君 | 保 健 福 祉 課 長 小 林 一 仙 君 |
| 農 務 課 長 山 崎 義 典 君 | 建 設 水 道 課 長 中 林 秀 文 君 |
| 会 計 管 理 者 後 藤 裕 幸 君 | 総務グループ主幹 内 山 徹 君 |
| 生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹 川 端 健 君 | 税 務 グ ル ー プ 主 幹 中 野 浩 史 君 |
| 保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹 和 田 政 則 君 | 農 業 グ ル ー プ 主 幹 前 田 直 久 君 |
| 建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹 田 畑 尚 寛 君 | 水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹 町 屋 英 雄 君 |

◎教育委員会

教 育 長 杉 本 力 君 教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元 岡 友 之 君 教育グループ主幹 前 田 貴 也 君

◎農業委員会

事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 竹 田 哲 君

◎議会事務局

事 務 局 長 竹 田 哲 君 事務局副主幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、令和6年第1回美深町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、5番 蠣崎議員、6番 田中議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会議は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から提出の令和5年12月、令和6年1月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に、長側の提出議案につきましては、条例改正1件、工事請負契約を締結1件、補正予算1件です。次に、説明員については一覧表を配布しています。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 美深町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第1号 美深町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。議案第1号 美深町手数料徴収条例の一部

改正について提案説明を申し上げます。この改正は、従来本籍地でしか交付できなかった戸籍謄本、除籍謄本の交付事務が戸籍法の改正により3月1日より本籍地以外においても可能となったことなどに伴い、美深町手数料徴収条例にその事務に係る手数料を追加するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案書の1ページをお開きください。議案第1号美深町手数料徴収条例の一部改正について。美深町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明致します。3ページをお開き下さい。この条例改正につきましては、改正趣旨に記載いたしました、戸籍法の一部を改正する法律、これによりまして本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍、それから除籍謄本の交付及び戸籍・除籍電子証明書の発行、閲覧、これが可能となる改正がなされたことに伴いまして、全国的に統一で定めておりますが、定めることが特に必要と認められるものについて、政令で定める事務の手数料を定めております、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」これらの法令が改正されまして、これらの事務に係る手数料が定められたことを踏まえまして、これに対応する所要の改正を行うものでございます。改正内容を説明致します。今回の改正では、戸籍謄本等の交付など、6つの事務に係る手数料を定めるものでございます。新旧対照表で説明するとちょっとわかりにくいところがありますので、改正内容の表で説明させていただきます。新旧対照表の上の表をご覧くださいと思います。条例の第2条におきまして、手数料の種類、それと金額を規定しております。この第1号には、従来の本籍地において交付する戸籍謄本、抄本の交付手数料を規定しております。ここに本籍地以外での戸籍謄本の交付事務も追加するものでございます。次の第2号には、除籍謄本、抄本の交付手数料を規定してありまして、第1号と同じように本籍地以外での除籍謄本の交付事務を追加するものでございます。第1号、第2号共に手数料の金額の改定はございません。次の第4号と第5号は、新たな規定でございます。これは戸籍法の一部改正で新たに開始されますオンラインで行政手続きを行う場合に使用する戸籍・除籍電子証明書、この手数料を追加するものでございます。戸籍電子証明書提供用識別符号という名称ですけれども、馴染みやすい表現を使いますとパスワードでございます。行政手続きを行う行政機関が戸籍・除籍の情報を得る際に使用するものでございます。ここでこのパスワードを使って行う行政手続きの流れ、これをちょっと説明させていただきます。まずは、この手続き、戸籍情報が必要となる行政手続きをしようとする申請人が市区町村の窓口やオンラインで戸籍情報のパスワードの発行を申請しまして、

申請を受理した市区町村は申請人に対してパスワードを発行いたします。この事務を4号と5号ということで新たに規定するものでございます。パスワードを受け取った申請人は行政手続きを行う行政機関に、ここで発行されたパスワードを提出します。その行政機関は、申請人から提出されたパスワードを使って必要な戸籍情報、これを法務大臣が管理するアクセスサーバーからダウンロードという流れになってございます。従いまして、行政手続きを行うシステムは、これまでのような紙ベースでの戸籍謄本などを用意する手間がなくなるということになります。こちらの電子証明書の発行につきましては、令和6年度末からの運用を予定して準備が進められていると聞いております。第4号につきましては、戸籍の情報に係るものでしてこの金額は400円。第5号は除籍情報に係るもので金額は700円でございます。次の第7号は、電子化された届書等情報の内容について証明書を交付する事務。これを追加するものでございます。この証明書といいますのは、戸籍謄本や除籍謄本に記載されていない事項でありまして、例えば、死亡届に添付されている死亡診断書などがこの事項でございます。第8号につきましては、電子化された届書等情報の内容について閲覧に供する事務、7号は証明書の交付、8号につきましては閲覧に供する事務、これを追加するものでございます。7号、8号ともに手数料の金額の改定はございません。最後に施行期日なのですけれども、戸籍証明書の制度が改正されます令和6年3月1日としてございます。以上で、改正概要を説明いたしました。詳細につきましては、その下の新旧対照表をご覧ください。以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第1号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 3つほど質問させていただきます。今回の手続きの新たに出てくるものについては、相続手続きなどこれからきちんとする時代になると思いますので、非常に良いことかなと思います。確認というか質問したい件は、美深の場合戸籍のシステムの中に、直接打ち込んで新しい書式に出てくるという面と、昔の古い改製原戸籍ですとか、そういったものについては、写真のデータが入っていて、それが打ち出されるということだと思うのですが、例えば東京にいる美深出身の方が、美深の戸籍を東京から取り寄せたために、それら直接入力されているものでも写真の画像で保存されているもの、どれでも要するに美深町で取れる戸籍全部が東京で取れるのかを確認したいです。それと今回システム改修というのは、特に美深町のシステム改修は必要なかったのかということと、それと最後なのですけれども、先ほど言いましたように東京の人が美深の戸籍を取る場合に、

色々美深としても色々手数料がかかるのかどうかですね。郵送ですとか何か、ちょっと一切わからないものですから、たとえば紙を出して送ってやらなきゃならないのか。要するにあくまで、今も言ったようなあくまで東京の収入なのだと思うのですけれども、そういう美深側の手間というのは発生しないのかをお聞きします。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 今回の本籍地以外の今まで本籍地以外での市町村では戸籍・除籍謄本を取得できなかったということでありまして、今回戸籍法が改正されて3月1日より本籍地以外の市町村での取得が可能ということでございます。この本籍地以外の市町村というのがどこの市町村でも取得が可能ということになりまして、例えば東京のお住いの方が美深に本籍があっても、今までであれば本籍地の方に郵送となり、窓口に来ていただいて本籍を取る必要がある。それがその東京の窓口でも除籍謄本を取ることができるような形になります。手数料につきましては、戸籍謄本・除籍謄本については、国の方で定められておりますので、戸籍謄本について450円、除籍謄本については750円という形で、東京の方で収入になる。システム改修につきましては、この戸籍法が令和元年度には改正されて、それまで5年間の間、システム改修が行われてきた。それで今回3月付けから運用が始まるという形になります。

○議長（南 和博君） 質問に答えてないです。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） これまで改製原戸籍、写真のデータですね。美深町で保存していた部分がありまして、そちらの方につきまして今回戸籍謄本だけではなくて、写真データの改製原戸籍、除籍謄本につきましても交付することができるようになりますということでもあります。ですので、例えば東京でお住まいの方が出生から死亡までのものを取りたいという形であれば、一連した出生から死亡までの戸籍がその東京都で取得できるという形になっております。町民側から見ると、窓口で全て戸籍が取得できるということになりますので、町民の方から取りますと相当手間も省ける感じになりまして、これまで郵送で請求しなければならなかったわけですから、そちらの方がその窓口で取得できるということになりますので、相当コストの面と手間の部分、事務的な部分も相当簡略化されるかなと。あと事務の方なのですけれども、例えば美深町以外のこれまでの出生から死亡までの部分を取り寄せるとすると、今度は例えば違う市町村の戸籍を見て、繋げていくという作業が発生していることになります。そういった部分につきましては、今まで美深町の戸籍だけ調べていけばよかったですけれども、そういった部分について他の自治体の本籍のデータも確認する必要が出てくることですので、事務的なちょっとこれから勉強していかなければならないところがあります。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 大分わかってきました。本当に町民というか住民というか、そちらからはかなり良いことだなと思います。あと2つだけなのですけれども、今おっしゃったように、東京の方が美深だけなのかどうなのかわからないで、というか逆にいうと美深に東京の方が来たとして、美深で東京にもありどこにもあり、ここにもありというのは何かすぐわからないのではないかなと。手数料もらわなきゃならないというところが、それはまた勉強していただいて。あとですね、ちょっと肝心なことで、ただ東京にいる方が美深の戸籍を取った時に美深から郵送ではなくて、東京にデータが行ってそこで紙が打ち出されるのでしょうかね。そうだとしたら、こっちはそんなに手間が掛からないのかなと思いますけれども。そこだけ教えて下さい。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 今回の戸籍法の改正で、今までそれぞれの戸籍のデータ、市区町村に保管されていたのですけれども、それがその副本という形で法務局のサーバーに一括で保存されるシステムがありまして、そちらのシステムの方から各市町村がアクセスして他の本籍のデータを検索していくというような感じでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 最後あれでしたけれども、交付、広域交付というようなあれなのです。わかりました。そうすると郵送とかは発生しないということによろしいですね。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 郵送請求の部分なのですけれども、たとえば窓口はどうしても来れないのだとか、そういった場合においては今までどおり郵送で本籍地の方に依頼をして取り寄せるという方法も今までどおり制度は運用し今回新たに追加という形になります。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第1号について、採決します。議案第1号 美深町手数料徴収条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第1号は可決されました。

◎日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第2号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。本件は、美深町文化会館COM100の冷温水機ボイラーが老朽化のため、定期的に故障が発生しており今後の通常開館に影響を及ぼさないよう、新しい機器へ更新する美深町文化会館COM100冷温水機更新工事に係るものでありまして、工事請負業者を決定するため1月24日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。まず議案書7ページをご覧ください。議案第2号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的 美深町文化会館COM100冷温水機更新工事。2、契約の方法 指名競争入札による契約。3、契約金額9,460万円。4、契約の相手方 旭川市永山北3条6丁目6番17号 株式会社木本動力工業所 代表取締役 本田道明さんでございます。契約の締結にあたりましては、一昨日の1月24日、3社による指名競争入札を行っております。予定価格は税抜きで9千万円。これに対しまして最低価格落札価格は、8,600万円となりました。この価格に消費税相当額を加えました額、9,460万円で契約しようとするものでございます。参考までに落札率は95.6%でございます。工事概要を説明致しますので、次のページをご覧ください。左上の表をご覧ください。工事する施設については、美深町文化会館COM100で、その表の下にCOM100の1階平面図を掲載しましたがけれども、場所がですね。左下の方にありますが調理室の横の機械室に設置されてございます。工期は、契約の日から令和6年10月31日まで、工事概要についてですけれども、冷温水機1号機を更新するものです。現状ちょっとCOM100には2台の冷温水機が設置されておまして、そのうち1台が常時稼働している状態でございます。今回の更新工事では、メインで使っております1号機を更新するものでございます。機器の仕様についてですが、燃料は、A重油。暖房能力は、836kw。冷房能力が、465kw。電源は、3相の200Vでございまして、現状の機器と同程度の能力を有する後継機種でございます。右側に新し

く設置する冷温水機の写真を掲載しましたので、ご参考までにご覧いただきたいと思います。機器の設置の他、撤去工事、基礎工事、配管工事、保温工事など付帯する工事を行います。1番下に新しい冷温水機の外形寸法図を掲載しております。幅が2,100mm、奥行きが3,628mm、高さが2,150mmでございます。参考までにご覧いただければと思います。以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第2号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 入札の参加業者が3社ということで連絡があったのですが、あと2社の会社の所在地と業者名をちょっと教えてください。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 只今ご質問いただきました他、2社の参加業者さんですけれども、まず1社が旭川市の株式会社道北暖房設備さん、もう1社が美深町内の有限会社伊藤ボーリング工業さんの2社です。

○7番（小口英治君） はい、わかりました。

○議長（南 和博君） いいですか。他、質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 工期が令和6年10月31日までということでございますが、その間は第2号機で作動しておくことは可能なのですか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 現状、今第1号機と併用して使ってますので、ただ第2号機をメインで使ってメンテナンスですとか、故障ですとかそういった定期的に止めたりとかするので、1号機2号機を併用していますので、工事の時に、冷房を使わない時にそういった時に一気に1号機を変えてしまうというようなイメージです。2号機だけというわけではなくて、1号機も予備でまだ稼働できる状態にしておこうと思います。工事の時に、涼しくなってからやるというイメージです。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 2号機自体の年数はどのくらい経っていますか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 2号機につきましても、COM100を建設した時に設置していますので、1号機と全く同じ状況で動いています。25年ということでございます。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。

1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 指名競争入札で、3 社の中で1 番条件の良いものを選んだという認識でいいのかなというのと、その場合何を基準に選んでいったのかという、この会社に最終的に、そこをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 只今、ご質問のいただきました選定要件なのですが、内容ではなくて、設計の内容に基づいて金額で選定しております。金額3 社に入札していただきまして、その1 番安い業者さんと契約したということです。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第2 号について採決します。議案第2 号 工事請負契約の締結について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第2 号は可決されました。

◎日程第6 議案第3 号 令和5 年度美深町一般会計補正予算（第7 号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第3 号 令和5 年度美深町一般会計補正予算（第7 号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第3 号 令和5 年度美深町一般会計補正予算（第7 号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえた、低所得世帯に対する給付金の拡大として、町民税均等割のみ課税世帯及び低所得子育て世帯に対する給付金を、臨時的措置として追加措置するものであります。なお、追加補正にかかる財源につきましては、全額国庫支出金を充てて整理するものです。また早期の支給を目指すところではありますが、年度内の完了は時間的に難しいことから第2 表のとおり繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。これによりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ1,852 万円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5 億9,283 万円となるものでございます。以上、よろしくご審議いただき、原案ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第3号ですね。申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第3号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第7号）。令和5年度美深町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第3号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 制度概要の資料をいただいたのですが、これは住民税所得割で10万円、その下の子育て世帯で5万円なのですが、これは特定財源で全部充てているのだけれども、これ美深町独自の子育て支援だとかという考えがあったのか、なかったのか。それと、この商品券で支給されると思うのですが、その確認です。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 今回の給付金につきましては、国が進めてます物価高騰、価格高騰の支援のための給付金ということで補正予算を提出してございます。ですので、町独自の子育て支援観点はこの中では入ってございません。それと給付方法なので、現金で給付するように進めていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ぬくもり助成は商品券で発行で、町からいただいていると思うのですが、商品券を使わなかった理由は何かありますか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 令和3年からコロナの関係、さらには価格高騰の関係でいくつか給付金支給してきてございます。この間もですね、現金給付ということ、同様の給付金は現金給付しておりますので、今回も現金給付で進めたいと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私が言いたいのは、現金給付でも商品券でもいいのだけれども、これだけその商業の方だって、電力・ガスや何かに関連して疲弊している中で、少しでも町内に回すべく手段はやっぱり商品券だと思うのだけれども、そういう考えは一切なかったということで理解してよろしいのですね。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 今回の給付金は国が進めている給付金ということがございますので、現金給付のみで考えてございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第3号について採決します。議案第3号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第7号）に賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、議案第3号は可決されました。以上で、本臨時会の案件は終了しましたので会議を閉じます。これで令和6年 第1回美深町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 蠣 崎 一 生

署名議員 田 中 真奈美